ASBJ

第 540 回企業会計基準委員会

| | |
|---|---|
| 資料番号 | 審議事項(1)-5 |
| 日付 | 2025 年 2 月 3 日 |

| | |
|---|---|
| プロジェクト | 金融資産の減損に関する会計基準の開発 |
| 項目 | 開示の定めの取入れ方に関する検討（第 35F 項から第 35N 項、第 36 項及び第 38 項）（ステップ 6） |

# I. 本資料の目的

1. 本資料は、金融資産の減損について IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）の信用リスクの開示に関する定めの取入れ方について ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

# II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 504 回企業会計基準委員会（2023 年 6 月 26 日開催）及び第 202 回金融商品専門委員会（2023 年 6 月 20 日開催）において、ステップ 2 を採用する金融機関における開示に関して、基本的な方針を次のようにお示しし審議を行ったところ、特段の異論は聞かれなかった。

(1) 開示目的を定めるアプローチを採用する。

(2) ステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）に関する検討の方向性として、IFRS 第 7 号で要求される開示をすべて取り入れて、整合的なものとすることを基本的な方針とする。

(3) ステップ 2 を採用する金融機関を対象とした会計基準の開発におけるこれまでの審議において、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の定めを取り入れないとした項目（例：条件変更）については、原則として、IFRS 第 7 号の開示に関する定めを取り入れない。ただし、必要に応じて日本基準固有の開示が必要か個別に検討を行う。

(4) これまでの審議において会計処理に関して事務局提案について賛同する意見と異論の両論が聞かれている論点に関連する開示については、開示内容を確認することにとどめ、今後の審議を踏まえ別途検討を行う。

(5) ステップ 2 を採用する金融機関を対象とした会計基準の開発において例外的な取扱いを設けた場合には、個々の例外的な取扱いの内容を踏まえて開示の必要性を検討する。

3. 第 535 回企業会計基準委員会（2024 年 10 月 29 日開催）及び第 227 回金融商品専門委員会（2024 年 10 月 24 日開催）（以下「第 535 回企業会計基準委員会等」という。）では、前項の基本的な方針を踏まえ、基準体系のイメージ図をお示しした。

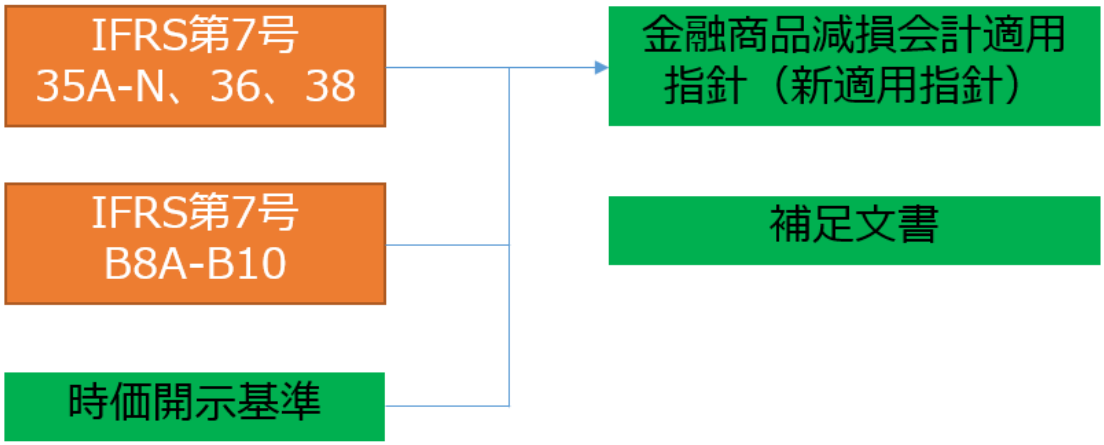


4. また、第 535 回企業会計基準委員会等では、前項の基準体系を踏まえ、開示に関する今後の進め方について、次のとおり提案した。

(1) IFRS 第 7 号第 35A 項から第 35N 項、第 36 項、第 38 項及び B8A 項から B10 項の個々の定めについて検討を行い、表現を見直した上で、新たに開発する適用指針（以下「新適用指針」という。）に取り込む内容及び取り込まない内容を峻別する。その際、現行の企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「時価開示適用指針」という。）に含まれる既存の定めの削除及び見直しの要否を併せて検討する。

(2) 実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」に基づき在外子会社の財務諸表が米国会計基準に準拠して作成されている場合の開示に関して、CECL モデルに基づく情報の開示方法については具体的に定めず、複数の開示方法があることを示すように補足文書の内容を検討する。

(3) 次の項目について、追加的な検討を行う。

① 信用リスクの開示目的

② 信用リスク・エクスポージャー開示

③ 財務諸表以外の開示への参照

5. 第 539 回企業会計基準委員会（2025 年 1 月 21 日開催）及び第 231 回金融商品専門委員会（2025 年 1 月 16 日開催）（以下「第 539 回企業会計基準委員会等」という。）

では、信用リスクの開示目的及び関連する IFRS 第 7 号の定めの取入れ方（第 35A 項から第 35E 項）について事務局の分析及び提案をお示しした。

6. 本資料では、IFRS 第 7 号の定めの取入れ方（第 35F 項から第 35N 項、第 36 項、第 38 項及び B8A 項から B10 項）について検討を行う。また、現行の時価開示適用指針に含まれる既存の定めの削除及び見直しの要否についても併せて検討を行う。

なお、前項の第 539 回企業会計基準委員会等で聞かれた意見については別途検討を行う。

## III. ASBJ 事務局による分析及び提案

### IFRS 第 7 号の取入れ

#### （IFRS 第 7 号の構成）

7. IFRS 第 7 号における信用リスクに関する定めは次のとおり構成されている。

(1) 範囲及び目的（第 35A 項から第 35E 項）

(2) 信用リスク管理実務（第 35F 項から第 35G 項）

(3) 予想信用損失から生じた金額に関する定量的情報及び定性的情報（第 35H 項から第 35L 項）

(4) 信用リスク・エクスポージャー（第 35M 項から第 36 項）

(5) 入手した担保及びその他の信用補完（第 38 項）

8. 前項のうち(2)から(5)の定めに関して、第 507 回企業会計基準委員会（2023 年 8 月 2 日開催）及び第 203 回金融商品専門委員会（2023 年 7 月 24 日）において会計基準の利用者にとって理解しやすいものになるように別紙のとおり並び替えを行い、第 539 回企業会計基準委員会等では次の 3 つの区分とすることを提案した。

(1) 予想信用損失の分解情報

(2) 予想信用損失の算定プロセスに関する情報

(3) 当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報

9. 本資料では、別紙の並び替えに沿って関連する IFRS 第 7 号 B8A 項から B10 項の定めと併せて新適用指針への取入れについて検討する。

**（予想信用損失の分解情報：第 35H 項から第 35I 項及び B8D 項から B8E 項）**

IFRS の定め

10. IFRS 第 7 号第 35H 項から第 35I 項及び B8D 項から B8E 項は、次のとおり定めている。

| 項番 | IFRS 第 7 号の日本語訳 |
|---|---|
| 35H | 損失評価引当金の変動及び当該変動の理由を説明するため、企業は、金融商品のクラス別に、損失評価引当金の期首残高から期末残高への調整表を、表形式で、以下についての当期中の変動を区分して、提供しなければならない。<br>(a) 12 か月の予想信用損失に等しい金額で測定した損失評価引当金<br>(b) 以下について、全期間の予想信用損失に等しい金額で測定した損失評価引当金<br>(i) 信用リスクが当初認識以降に著しく増大したが、信用減損金融資産ではない金融商品<br>(ii) 報告日時点で信用減損している（しかし購入又は組成した信用減損金融資産ではない）金融資産<br>(iii) 損失評価引当金が IFRS 第 9 号の 5.5.15 項に従って測定される営業債権、契約資産又はリース債権<br>(c) 購入又は組成した信用減損金融資産。調整表に加えて、企業は、当報告期間中に当初認識した金融資産に係る当初認識時の割引前の予想信用損失の合計額を開示しなければならない。 |
| 35I | 第 35H 項に従って開示した損失評価引当金の変動を財務諸表利用者が理解できるようにするため、企業は、当期中の金融商品の総額での帳簿価額の著しい変動が、損失評価引当金の変動にどのくらい寄与したのかの説明を提供しなければならない。当該情報は、第 35H 項(a)から(c)に列挙した損失評価引当金を表す金融商品について区分して提供しなければならず、関連する定量的情報及び定性的情報を含めなければならない。損失評価引当金の変動に寄与した金融商品の総額での帳簿価額の変動には、次のものが含まれる場合がある。<br>(a) 当報告期間中に組成又は購入した金融商品による変動<br>(b) 金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローの条件変更のうち IFRS 第 9 号に従って当該金融資産の認識の中止を生じないもの<br>(c) 当報告期間中に認識の中止が行われた金融商品（直接償却されたものを含む）による変動 |

| | |
|---|---|
| | (d) 損失評価引当金が 12 か月の予想信用損失と全期間の予想信用損失のどちらに等しい金額で測定されるのかによって生じた変動 |
| B8D | 第 35H 項に従って、企業は当期中の損失評価引当金の変動の理由を説明することが要求される。損失評価引当金の期首残高から期末残高への調整表に加えて、変更の記述的説明を提供することが必要な場合がある。この記述的説明には、以下を含む当期中の損失評価引当金の変動の理由の分析が含まれる場合がある。<br>(a) ポートフォリオの構成<br>(b) 購入又は組成した金融商品の量<br>(c) 予想信用損失の損害規模 |
| B8E | ローン・コミットメント及び金融保証契約については、損失評価引当金は引当金として認識される。企業は、金融資産に係る損失評価引当金をローン・コミットメント及び金融保証契約に係るものと区別して開示すべきである。しかし、ある金融商品が貸付金（すなわち、金融資産）と未行使コミットメント（すなわち、ローン・コミットメント）の両方の部分を含んでいて、企業がローン・コミットメント部分に係る予想信用損失を金融資産部分に係るものと区別して識別することができない場合には、ローン・コミットメント部分に係る予想信用損失を金融資産に係る損失評価引当金と一括して認識すべきである。この合算された予想信用損失が金融資産の総額での帳簿価額を超える範囲では、予想信用損失を引当金として認識すべきである。 |

11. IFRS 第 7 号第 35H 項から第 35I 項及び B8D 項から B8E 項は、金融商品のクラス別の期首残高から期末残高への調整表（以下、「金融商品のクラス別の調整表」という。）の開示に関して定める規定である。

## 分析

12. 金融商品のクラス別の調整表について、第 511 回企業会計基準委員会（2023 年 10 月 5 日開催）及び第 206 回金融商品専門委員会（2023 年 9 月 25 日開催）において、次のとおり提案し概ね異論は聞かれなかった。

(1) ステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）として、金融商品のクラス別の調整表に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れる。この場合、企業が開示目的に照らして金融商品のクラス別の調整表における内訳項目を判断することを強調する。

(2) また、仮に IFRS 第 7 号 IG20B 項の開示例を設例として取り入れるとする場合、IFRS 第 7 号 IF20B 項の開示例を一部の内訳項目をまとめたうえで取り入れる。

13. 前項を踏まえ、金融商品のクラス別の調整表の開示について、第 35H 項から第 35I 項及び関連する適用指針である B8D 項から B8E 項を新適用指針に取り入れることが考えられる。ここで、金融商品のクラス別の調整表における内訳項目について、第 35H 項から第 35I 項及び B8D 項から B8E 項ではその具体的な項目について定められていないことから、結論の背景又は設例において企業が開示目的に照らして金融商品のクラス別の調整表における内訳項目を判断することを強調することが考えられる。

14. また、「金融商品のクラス別」という用語について、IFRS 第 7 号第 6 項では「本基準書が金融商品のクラス別の開示を求めている場合、企業は開示する情報の性質上適切で、当該金融商品の特徴を考慮に入れたクラスに金融商品をグループ化しなければならない。」としている。これを踏まえ、「金融商品のクラス別」という用語を「債権等[1]の特徴が類似するグループごと」とすることが考えられる。

15. 次に、第 35I 項(b)は損失評価引当金の変動に影響する債権等の帳簿価額の変動の説明として条件変更による認識の中止が含まれることを示す定めである。この点、条件変更については IFRS 第 9 号の定めを取り入れないとしたことから、第 35I 項(b)を新適用指針に取り入れないことが考えられる。

16. さらに、B8E 項の「この合算された予想信用損失が金融資産の総額での帳簿価額を超える範囲では、予想信用損失を引当金として認識すべきである。」という定めについては、引当金の表示方法に関する定めであると考えられることから、新適用指針に取り入れた上で、その記載場所については別途検討することが考えられる。

**事務局提案**

17. 本資料第 12 項から前項の分析に基づき、IFRS 第 7 号第 35H 項から第 35I 項及び B8D 項から B8E 項の定めを次のイメージで新適用指針に取り入れることが考えられるがどうか。

| IFRS 第 7 号の定めの取入れイメージ |
|---|
| X1. 予想信用損失引当金[2]の変動についての情報を提供するために、債権等の特徴 |

[1] 審議事項(1)-2 第 38 項において、予想信用損失モデルの対象となる金融商品の略称として「債権等」とすることを提案している。

[2] 審議事項(1)-2 第 16 項において、次の案を提案している。本資料では案 2 に基づき取入れイメージを作成している。
案 1：オンバランス項目については「予想信用損失に基づく貸倒引当金」を用いる一方、オフバランス項目については「予想信用損失引当金」を用いる。
案 2：オンバランス項目及びオフバランス項目のいずれにも「予想信用損失引当金」を用いる。

が類似するグループごとに予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表を注記する。調整表を作成するにあたっては、次の事項を区分して示す。

(1) 12 か月の予想信用損失に等しい金額で測定した予想信用損失引当金

(2) 全期間の予想信用損失に等しい金額で測定した予想信用損失引当金

①期末日に信用リスクが著しく増大している債権等（信用減損金融資産を除く。）

②信用減損金融資産（購入または組成した信用減損金融資産を除く。）

③予想信用損失が金融商品会計基準第 28-4 項及び第 28-5 項に従って算定される収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等及びリース債権

(3) 購入又は組成した信用減損金融資産

また、(3)の購入又は組成した信用減損金融資産については、当期に当初認識した債権等に係る当初認識時の割引前の予想信用損失の合計額を注記する。

X2. 第 X1 項の(1)から(3)の区分ごとに、当期中の債権等の帳簿価額の著しい変動がある場合、予想信用損失引当金の変動に対する影響に関する説明を定量的情報及び定性的情報を含めて注記する。予想信用損失引当金の変動に影響する債権等の帳簿価額の変動には、例えば、次が含まれる。

(1) 当期中に購入又は組成した債権等による変動

(2) 当期中に消滅の認識が行われた債権等（直接償却したものを含む。）による変動

(3) 12 か月の予想信用損失を計上した債権等と全期間の予想信用損失を計上した債権等との間の振替えによって生じた変動

X3. 予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表について、予想信用損失引当金の変動に重要性がある場合には、当期中の予想信用損失引当金の変動に関する説明を注記する。これには、例えば、次が含まれる。

(1) 債権等のポートフォリオ

(2) 購入又は組成した債権等の定量的情報

(3) 予想信用損失に関する情報

X4. 予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表について、債権に係る予想信用損失をローン・コミットメント及び金融保証契約に係るものと区別して注記する。ただし、貸付金と未実行のコミットメントの両方を含む金融商品について、ローン・コミットメントに係る予想信用損失を債権に係るものと区分して識別することができない場合には、ローン・コミットメント部分に係る予想信用損失を債権に係る予想信用損失と一括して注記する。

| |
|---|
| X5.　貸付金と未実行のコミットメントの予想信用損失の合計が貸付金の帳簿価額を上回る場合、貸付金の帳簿価額を上回る額を引当金として計上する。 |

聞かれた意見への対応

18. これまでの審議において、本資料第 8 項の「(1)予想信用損失の分解情報」で求められる開示は、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)で開示が要求される「分解情報」と必ずしも同じではないと考えられるため、「分解情報」という表現を見直すことが考えられるという意見が聞かれている。

19. この点、本資料第 17 項の取入れイメージのとおり、予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表及び予想信用損失引当金の変動に関する説明を開示することを定める規定であり、「分解情報」という表現で特段支障はないと考えられる。また、収益認識会計基準で開示が要求される「分解情報」と必ずしも同じではないと考えられるものの、予想信用損失の分解情報として開示が要求される事項は本資料第 17 項の取入れイメージのとおり定められていることから、「分解情報」という表現を用いた場合でも適用にあたって問題は生じないと考えられるため、見直さないことが考えられる。

**(予想信用損失の算定プロセスに関する情報:第 35F 項及び B8A 項から B8B 項)**

IFRS の定め

20. IFRS 第 7 号第 35F 項及び B8A 項から B8B 項は、次のとおり定めている。

| 項番 | IFRS 第 7 号の日本語訳 |
|---|---|
| 35F | 企業は、自らの信用リスク管理実務並びにそれが予想信用損失の認識及び測定にどのように関連するのかを説明しなければならない。この目的を満たすため、企業は財務諸表利用者が以下のことを理解し評価することを可能にする情報を開示しなければならない。<br>(a) 金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したのかどうかを企業がどのように判定したのか。これには、以下に該当するのかどうか及びどのように該当するのかが含まれる。<br>(i) 金融商品が IFRS 第 9 号の 5.5.10 項に従って信用リスクが低いと考えられる(それが適用される金融商品のクラスを含む)。<br>(ii) IFRS 第 9 号の 5.5.11 項における推定(金融資産が 30 日超の期日経過である場合には、当初認識以降の信用リスクの著しい増大が |

| | |
|---|---|
| | ある）が反証された。<br>(b) 企業による債務不履行の定義（その定義を選択した理由を含む）<br>(c) 予想信用損失を集合的ベースで測定した場合には、金融商品をどのようにグループ分けしたのか<br>(d) 金融資産が信用減損金融資産であることを企業がどのように判定したのか<br>(e) 企業の直接償却の方針（回収の合理的な見込みがないという兆候及び直接償却したが依然として履行強制活動の対象とする金融商品に係る方針に関する情報を含む）<br>(f) IFRS 第 9 号の 5.5.12 項の金融資産の契約上のキャッシュ・フローの条件変更に関する要求事項をどのように適用したのか(企業が以下のことを行う方法を含む)<br>(i) 損失評価引当金が全期間の予想信用損失に等しい金額で測定されていた間に条件変更された金融資産に係る信用リスクが、損失評価引当金が IFRS 第 9 号の 5.5.5 項に従って 12 か月の予想信用損失に等しい金額で測定されるところまで戻る程度に改善したという判断<br>(ii) 上記(i)の要件に該当する金融資産に係る損失評価引当金が、どの程度、その後に IFRS 第 9 号の 5.5.3 項に従って全期間の予想信用損失に等しい金額で再測定されるのかの監視 |
| B8A | 第 35F 項(b)では、企業がさまざまな金融商品について債務不履行をどのように定義しているのか及びそれらの定義を選択した理由の開示を要求している。IFRS 第 9 号の 5.5.9 項に従って、全期間の予想信用損失を認識すべきかどうかの決定は、債務不履行発生のリスクの当初認識以降の増大を基礎とする。債務不履行についての企業による定義に関する情報のうち、企業が IFRS 第 9 号における予想信用損失の要求事項をどのように適用したのかを理解するのに役立つものには、次のものが含まれる場合がある。<br>(a) 債務不履行を定義する際に考慮した定性的要因及び定量的要因<br>(b) 異なる種類の金融商品に異なる定義を適用したのかどうか<br>(c) 金融資産について債務不履行が発生した後の回復率（すなわち、稼働状況に復帰した金融資産の件数）に関する仮定 |
| B8B | 財務諸表利用者が企業の債務再編及び条件変更の方針を評価する助けとするため、第 35F 項(f)(ii)では、過去に第 35F 項(f)(i)に従って開示した金融資産に係る損失評価引当金が、どの程度、その後において IFRS 第 9 号の 5.5.3 項に従って全期間の予想信用損失に等しい金額で測定さ |

| | |
|---|---|
| | れているのかを企業がどのように監視しているのかに関する情報の開示を要求している。条件変更された金融資産の信用リスクのその後の増大を財務諸表利用者が理解するのに役立つ定量的情報には、第 35F 項(f)(i)の要件に該当する条件変更された金融資産のうち損失評価引当金が全期間の予想信用損失に等しい金額で測定される状態に戻ったもの（すなわち、悪化率）に関する情報が含まれる場合がある。 |

21. IFRS 第 7 号第 35F 項及び B8A 項から B8B 項は、企業の信用リスク管理実務及びそれが予想信用損失の算定にどのように関連するのかを説明するために提供する情報について定める規定である。

**分析**

22. IFRS 第 7 号第 35F 項は、信用リスクの著しい増大の判定方法や債務不履行の定義といった企業の信用リスクの管理体制に関する開示を求める定めであり、財務諸表利用者が企業における管理状況を理解するために重要な定めと考えられることから、第 35F 項を新適用指針に取り入れることが考えられる。また、B8A 項は第 35F 項(b)の企業によるデフォルトの定義に関して、開示する情報の例を示すものであり、実務上有用な定めであると考えられるため、新適用指針に取り入れることが考えられる。

23. 一方、第 35F 項(f)及び B8B 項は企業が IFRS 第 9 号の条件変更に関する定めをどのように適用したのかを開示することを求める定めであり、条件変更については IFRS 第 9 号の定めを取り入れないとしたことから、第 35F 項(f)及び B8B 項を新適用指針に取り入れないことが考えられる。

**事務局提案**

24. 本資料第 22 項及び前項の分析に基づき、IFRS 第 7 号第 35F 項及び B8A 項の定めを次のイメージで新適用指針に取り入れることが考えられるがどうか。

| IFRS 第 7 号の定めの取入れイメージ |
|---|
| X1. 信用リスクの管理体制及び信用リスクの管理体制が予想信用損失の算定にどのように関連するのかを説明するために、次の事項を注記する。<br>(1) 信用リスクの著しい増大の判定方法（新適用指針第●項に従って信用リスクが低いと判断した債権等の種類及びその判断の方法並びに新適用指針第●項の推定の反証方法を含む。）<br>(2) デフォルトの定義及びデフォルトの定義を決定した理由<br>(3) 予想信用損失を集合的な単位で算定した場合には、集合的な単位の決定方 |

法

(4) 信用減損金融資産の判定方法

(5) 直接償却の方針（回収の合理的な見込みがないという兆候及び直接償却したが依然として履行強制活動の対象とする債権等に係る方針に関する情報を含む。）

X2. 第 X1 項(2)のデフォルトの定義及びデフォルトの定義を決定した理由には、例えば、次が含まれる。

(1) デフォルトを定義する際に考慮した定量的・定性的要因

(2) 異なる種類の債権等に異なる定義を適用したかどうか

(3) デフォルトが生じた後に、デフォルトが解消する確率に関する仮定

**（予想信用損失の算定プロセスに関する情報：第 35G 項及び B8C 項）**

IFRS の定め

25. IFRS 第 7 号第 35G 項及び B8C 項は、次のとおり定めている。

| 項番 | IFRS 第 7 号の日本語訳 |
|---|---|
| 35G | 企業は、IFRS 第 9 号のセクション 5.5 における要求事項を適用するために用いるインプット、仮定及び見積技法を説明しなければならない。この目的上、企業は以下の事項を開示しなければならない。<br>(a) インプット及び仮定の基礎並びに以下のために使用する見積技法<br>(i) 12 か月及び全期間の予想信用損失の測定<br>(ii) 金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したのかどうかの判定<br>(iii) 金融資産が信用減損金融資産なのかどうかの判定<br>(b) 将来予測的な情報を予想信用損失の算定にどのように織り込んだのか（マクロ経済情報の使用を含む）<br>(c) 報告期間中に行った見積技法又は重大な仮定の変更及び当該変更の理由 |
| B8C | 第 35G 項(a)では、IFRS 第 9 号における減損の要求事項を適用するために用いたインプット及び仮定の基礎並びに見積技法の開示を要求している。予想信用損失の測定又は当初認識以降の信用リスクの増大の程度の判定に用いられた企業の仮定及びインプットには、内部的な過去情報又は格付報告書から得た情報や、金融商品の予想存続期間及び担保の売却時期に関する仮定が含まれる場合がある。 |

26. IFRS 第 7 号第 35G 項及び B8C 項は、予想信用損失の測定に用いるインプット、仮定及び見積技法の説明について定める規定である。

分析

27. IFRS 第 7 号第 35G 項は、企業が予想信用損失の算定にあたって用いたインプット、仮定及び見積技法に関する開示を求める定めであり、財務諸表利用者が予想信用損失の算定過程を理解するのに重要な定めと考えられることから、第 35G 項を新適用指針に取り入れることが考えられる。また、B8C 項は仮定及びインプットの例を示すものであり、実務上有用な定めであると考えられるため、新適用指針に取り入れることが考えられる。

事務局提案

28. 前項の分析に基づき、IFRS 第 7 号第 35G 項及び B8C 項の定めを次のイメージで新適用指針に取り入れることが考えられるがどうか。

| IFRS 第 7 号の定めの取入れイメージ |
| --- |
| X.　金融商品会計基準第 27 項における予想信用損失の算定に用いるインプット、仮定及び見積技法を説明するために、次の事項を注記する。<br>(1) インプット及び仮定の基礎並びに以下に用いる見積技法<br>①12 か月及び全期間の予想信用損失の算定<br>②信用リスクが著しく増大したかどうかの判定<br>③信用減損金融資産に該当するかどうかの判定<br>(2) 将来予測的な情報の反映方法<br>(3) 当期中に行った見積技法又は重要な仮定の変更及び変更の理由<br><br>これらの仮定及びインプットには、例えば、内部で保有する過去の情報又は格付情報や、債権等の予想残存期間及び担保の売却時期に関する仮定が含まれる。<br>また、将来予測的な情報の反映方法には、マクロ経済情報の使用が含まれる。 |

**（当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報：第 35M 項、第 35N 項及び B8H 項から B8J 項）**

IFRS の定め

29. IFRS 第 7 号第 35M 項、第 35N 項及び B8H 項から B8J 項は、次のとおり定めている。

| 項番 | IFRS 第 7 号の日本語訳 |
| --- | --- |

| | |
|---|---|
| 35M | 財務諸表利用者が企業の信用リスク・エクスポージャーを評価し、信用リスクの著しい集中を理解することができるようにするため、企業は、信用リスク格付けごとに、金融資産の総額での帳簿価額並びにローン・コミットメント及び金融保証契約に係る信用リスクに対するエクスポージャーを開示しなければならない。この情報は、以下の金融商品について区分して提供しなければならない。<br>(a) 損失評価引当金を 12 か月の予想信用損失に等しい金額で測定している金融商品<br>(b) 損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定していて、以下に該当する金融商品<br>(i) 信用リスクが当初認識以降に著しく増大したが、信用減損金融資産ではない金融商品<br>(ii) 報告日時点で信用減損している金融資産（しかし、購入又は組成した信用減損金融資産ではない）<br>(iii) 損失評価引当金が IFRS 第 9 号の 5.5.15 項に従って測定される営業債権、契約資産又はリース債権<br>(c) 購入又は組成した信用減損金融資産であるもの |
| 35N | 企業が IFRS 第 9 号の 5.5.15 項を適用する営業債権、契約資産及びリース債権については、第 35M 項に従って提供する情報は引当マトリクスを基礎とすることができる（IFRS 第 9 号の B5.5.35 項参照）。 |
| B8H | 第 35M 項では、報告日現在の企業の信用リスク・エクスポージャー及び信用リスクの著しい集中に関する情報の開示を要求している。信用リスクの集中は、多数の相手方が 1 つの地域に所在している場合や、類似した活動を営んでいる場合、経済的特徴が類似していて契約上の義務を果たす能力が経済状況又は他の状況の変動に同様に影響を受ける場合に存在する。企業は、金融商品のグループ又はポートフォリオで当該金融商品グループの大部分に影響を与える可能性のある特定の特徴(特定のリスクの集中など)を有するものがあるのかどうかを財務諸表利用者が理解できるようにする情報を提供すべきである。これには、例えば、担保掛け目のグルーピング、地域、業種又は発行者の種類の集中が含まれる可能性がある。 |
| B8I | 第 35M 項に従った情報の開示に使用する信用リスク格付けの数は、企業が信用リスク管理目的で経営幹部に報告している数と整合的でなければならない。期日経過の情報が唯一の利用可能な借手固有の情報であり、企業が期日経過の情報を使用して IFRS 第 9 号の 5.5.11 項に従って信用リスクが当初認識以降に著しく増大したのかどうかを評価する場合には、企業は当該金融資産について期日経過状況別の分析を示さなければなら |

| | |
|---|---|
| | ない。 |
| B8J | 企業が予想信用損失を集合的ベースで測定している場合には、企業は個々の金融資産の総額での帳簿価額又はローン・コミットメント及び金融保証契約に係る信用リスクに対するエクスポージャーを、全期間の予想信用損失が認識されている信用リスク格付けに配分することができない可能性がある。その場合には、企業は第 35M 項における要求を、信用リスク格付けに直接配分できる金融商品に適用し、全期間の予想信用損失を集合的ベースで測定した金融商品の総額での帳簿価額を区分して開示すべきである。 |

30. IFRS 第 7 号第 35M 項、第 35N 項及び B8H 項から B8J 項は、信用リスク・エクスポージャーの開示に関する定めである。

**分析**

31. 信用リスク・エクスポージャーの開示に関して、第 508 回企業会計基準委員会(2023 年 8 月 24 日開催)及び第 204 回金融商品専門委員会(2023 年 8 月 9 日開催)では、信用リスク・エクスポージャーの開示に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れることについてコスト及び便益の観点から分析を行い、信用リスク・エクスポージャーの開示に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れることの便益がコストを上回ると考えられることから、信用リスク・エクスポージャーの開示に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れることを提案した。

32. 前項を踏まえ、信用リスク・エクスポージャーの開示を求める第 35M 項及び第 35M 項を補足する内容と考えられる B8H 項から B8J 項を取り入れることが考えられる。ここで、B8H 項の信用リスクの著しい集中に関する記載について、時価開示適用指針においても同様に信用リスクの著しい集中に関する記載が含まれることから、仮に B8H 項を新適用指針に取り入れた場合には内容が重複する可能性があると考えられる。このため、時価開示適用指針における信用リスクの著しい集中に関する記載については削除することが考えられるが、詳細は後述する。

33. 次に、第 35N 項は損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定する単純化したアプローチを適用する場合の信用リスク・エクスポージャーの開示に関する定めである。この点、ステップ 5 を採用する一般事業会社における営業債権、契約資産及びリース債権の取扱いとして、IFRS 第 9 号の単純化したアプローチに関する定めを取り入れることを提案していることから、単純化したアプローチを適用する場合の信用リスク・エクスポージャーの開示に関しても取り入れる必要があると考えられる。

事務局提案

34. 本資料第 31 項から前項の分析に基づき、IFRS 第 7 号第 35M 項、第 35N 項及び B8H 項から B8J 項の定めを次のイメージで新適用指針に取り入れることが考えられるがどうか。

| IFRS 第 7 号の定めの取入れイメージ |
| --- |
| X1. 信用リスク・エクスポージャーを評価し、信用リスクの著しい集中を理解できるようにするために、信用リスクの格付ごとに債権等の帳簿価額及び信用リスクに対するエクスポージャーを次の区分ごとに注記する。<br>(1)12 か月の予想信用損失に等しい金額で算定している債権等<br>(2)全期間の予想信用損失に等しい金額で算定している債権等<br>①期末日に信用リスクが著しく増大している債権等（信用減損金融資産を除く）<br>②信用減損金融資産（購入または組成した信用減損金融資産を除く）<br>③予想信用損失が金融商品会計基準第 28-4 項及び第 28-5 項に従って算定される収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等及びリース債権<br>(3)購入又は組成した信用減損金融資産<br><br>X2. 第 X1 項にかかわらず、金融商品会計基準第 28-4 項及び第 28-5 項に従って算定される収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等及びリース債権については、一定の期日経過日数に基づいて注記することができる。<br><br>X3. 第 X1 項では、貸借対照表日において信用リスクが著しく集中しているかを財務諸表利用者が判断するために有用な情報を提供することを目的としている。信用リスクの集中は、取引相手が特定の地域に所在している場合や、類似の活動をしている場合、経済的特徴が類似しており契約上の義務を履行する能力が経済状況又は他の状況の変動に同様に影響を受ける場合に存在する。信用リスクの集中には、例えば、ローン・トゥー・バリュー（LTV）比率に基づくグルーピング、特定の企業又は企業集団、業種又は地域、発行者の種類の集中が含まれる。<br><br>X4. 第 X1 項の開示に用いる信用リスク格付の数は、企業が信用リスク管理目的で経営者に報告している数と整合的である必要がある。<br><br>X5. 第●項に従い、債権等の発生の認識以降において信用リスクが著しく増大しているかどうかの評価に期日経過の情報を用いる場合、当該債権等について期日経過状況別に記載する。 |

| |
|---|
| X6. 予想信用損失を集合的な単位で認識している場合において、債権等の帳簿価額又は信用リスクに対するエクスポージャーを信用リスク格付に配分することができないときには、信用リスク格付に直接配分することができる債権等と区分して開示する。 |

聞かれた意見への対応

35. 本資料第 31 項の提案に関して、信用リスク・エクスポージャーの開示に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れるにあたり、IFRS 第 7 号の定めを超える内容を要求すべきではないと考えるとの意見が聞かれた。

36. この点、本資料第 34 項の取入れイメージのとおり、表現を見直した上で IFRS 第 7 号の定めを取り入れることを提案しており、IFRS 第 7 号の定めを超える内容とはなっていないと考えられる。

**（当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報：第 35K 項、B8F 項から B8G 項及び B9 項から B10 項）**

IFRS の定め

37. IFRS 第 7 号第 35K 項、B8F 項から B8G 項及び B9 項から B10 項は、次のとおり定めている。

| 項番 | IFRS 第 7 号の日本語訳 |
|---|---|
| 35K | 担保及び他の信用補完が予想信用損失から生じる金額に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするため、企業は、金融商品のクラス別に以下を開示しなければならない。<br>(a) 当報告期間の末日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーを、保有する担保又は他の信用補完（例えば、IAS 第 32 号に従った相殺の要件に該当しないネッティング契約）を考慮に入れずに、最もよく表す金額<br>(b) 保証として保有している担保及び他の信用補完の説明的な記述（以下を含む）<br>(i) 保有している担保の内容及び質の記述<br>(ii) 悪化の結果としての当該担保若しくは信用補完の質の著しい変化又は当報告期間中の担保方針の変動の説明<br>(iii) 担保があることにより企業が損失評価引当金を認識しなかった金融商品に関する情報<br>(c) 報告日時点で信用減損している金融資産について、保証として保 |

| | |
|---|---|
| | 有している担保及び他の信用補完に関する定量的情報（例えば、担保及び他の信用補完が信用リスクをどの程度軽減しているのかの定量化） |
| B8F | 第 35K 項では、担保及び他の信用補完が予想信用損失の金額に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにする情報の開示を要求している。企業は、担保及び他の信用補完の公正価値に関する情報の開示を要求されず、予想信用損失の計算に含めた担保の正確な価値（すなわち、債務不履行時損失率）の定量化も要求されない。 |
| B8G | 担保及び担保が予想信用損失の金額に与えた影響の説明的記述には、以下に関する情報が含まれるかもしれない。<br>(a) 保証として保有している担保及び他の信用補完の主な種類（後者の例は、債務保証、クレジット・デリバティブ及び IAS 第 32 号に従って相殺の要件に該当しないネッティング契約である）<br>(b) 保有している担保及び他の信用補完の量並びに損失評価引当金に関しての重大性<br>(c) 担保及び他の信用補完の評価及び管理に関する方針及びプロセス<br>(d) 担保及び他の信用補完の相手方の主要な類型及び相手方の信用度<br>(e) 担保及び他の信用補完の中でのリスク集中に関する情報 |
| B9 | 第 35K 項(a)及び第 36 項(a)は、信用リスクに対する企業の最大エクスポージャーを最もよく表す金額の開示を求めている。金融資産については、この金額は一般的には次の金額を控除した後の帳簿価額の総額となる。<br>(a) IAS 第 32 号に従って相殺した金額<br>(b) IFRS 第 9 号に従って認識した損失評価引当金 |
| B10 | 信用リスクを発生させる活動、及びそれに関連した信用リスクに対する最大エクスポージャーには、次のようなものがあるが、これらに限らない。<br>(a) 顧客への貸出しの供与及び他の企業への預金の預入れ。こうした状況では、信用リスクに対する最大エクスポージャーは、関連する金融資産の帳簿価額である。<br>(b) 外国為替契約、金利スワップ及びクレジット・デリバティブなど、デリバティブ契約の締結。その結果生じる資産を公正価値で測定する場合には、報告期間の末日における信用リスクに対する最大エクスポージャーは帳簿価額に等しくなる。<br>(c) 金融保証の付与。この場合、信用リスクに対する最大エクスポージャーは、被保証人が要求された場合に企業が支払わなければならない |

| | |
|---|---|
| | 最大金額であり、負債として計上している金額よりも著しく大きな金額となる場合がある。<br>(d) 契約期間にわたり取消不能、又は不利となる重要性がある状況が生じた場合のみに取消可能なローン・コミットメントの提供。発行会社がローン・コミットメントを現金又は別の金融商品で純額決済することができない場合には、最大信用エクスポージャーはコミットメント全額である。これは、実行されていない金額が将来実行されるかどうかは不確実であるからである。負債として計上している金額よりも著しく大きな金額となる場合がある。 |

38. IFRS 第 7 号第 35K 項、B8F 項から B8G 項及び B9 項から B10 項は、担保及び他の信用補完が予想信用損失から生じる金額に与える影響の開示について定める規定である。

分析

39. IFRS 第 7 号第 35K 項は、担保及び他の信用補完が予想信用損失から生じる金額に与える影響を開示することを求める定めであり、担保及び他の信用補完の予想信用損失に与える影響を財務諸表利用者が理解するために重要な定めであると考えられることから、新適用指針に取り入れることが考えられる。また、B8G 項は、担保及び他の信用補完が予想信用損失に与えた影響の説明の例を示すものであり、第 35K 項において要求される事項を開示するにあたり有用な定めであると考えられることから、第 35K 項と併せて取り入れることが考えられる。

40. 一方、B8F 項については、解説的な内容であることから新適用指針に取り入れないことが考えられるものの、B8F 項の内容を示すことは実務上有用であると考えられることから、結論の背景に取り入れることが考えられる。

41. 次に、B9 項は最大エクスポージャーを最もよく表す金額を説明する定めであり、第 35K 項において要求される事項を開示するにあたり有用な定めであると考えられることから新適用指針において取り入れることが考えられる。ここで、最大エクスポージャーを最もよく表す金額とは、帳簿価額から相殺された金額及び損失評価引当金の金額を控除した金額であると示されていることから、翌期以降の財務諸表に影響を与える可能性のある金額を開示することが求められると考えられる。この点、B9 項の解説的な内容として結論の背景に記載することが考えられる。

42. また、B10 項は最大エクスポージャーの例を示す定めであり、第 35K 項において要求される事項を開示するにあたり有用な定めであると考えられることから新適用指針において取り入れることが考えられる。この点、第 35K 項の開示の適用範囲は

予想信用損失モデルの対象となる金融商品であることから、B10 項のうち予想信用損失モデルの対象となる金融商品に限定して取り入れることが考えられる。

43. さらに、第 539 回企業会計基準委員会等において、第 35K 項(b)の適用範囲についての定めが規定されている第 35A 項(b)[3]について、第 35A 項の定めは新適用指針に取り入れず、第 35A 項(b)については第 35K 項の定めの取入れと共に検討するとしていた。

44. 前項を踏まえ、第 35K 項と併せて第 35A 項(b)についても新適用指針に取り入れることが考えられる。

**事務局提案**

45. 本資料第 39 項から前項の分析に基づき、IFRS 第 7 号第 35K 項、B8G 項及び B9 項から B10 項の定めを次のイメージで新適用指針に取り入れることが考えられるがどうか。

| IFRS 第 7 号の定めの取入れイメージ |
| --- |
| X. 担保及び他の信用補完が予想信用損失に与える影響を理解できるようにするために債権等の特徴が類似するグループごとに次の事項を注記する。ただし、(2)はリース債権には適用しない。<br>(1) 貸借対照表日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額（保有する担保又は他の信用補完を含む。）<br>(2) 保証として保有する担保及び他の信用補完に関する説明<br>例えば、以下が含まれる。<br>① 保有する担保の内容及び質の説明<br>② 担保に関する価値の下落による当該担保若しくは信用補完の質の著しい変化又は当期中の担保に関する契約の変動の説明<br>③ 担保により予想信用損失を認識しなかった債権等に関する情報<br>(3) 貸借対照表日において信用減損金融資産に対して保有している担保及び他の信用補完に関する定量的情報<br>例えば、担保及び他の信用補完が信用リスクをどの程度軽減しているかに |

[3] IFRS 第 7 号第 35A 項
企業は、第 35F 項から第 35N 項における開示要求を、IFRS 第 9 号における減損の要求事項が適用される金融商品に適用しなければならない。ただし、
(a)営業債権、契約資産及びリース債権について、第 35J 項(a)は、営業債権、契約資産又はリース債権のうち IFRS 第 9 号の 5.5.15 項に従って全期間の予想信用損失が認識されているものに対して、当該金融資産が 30 日超の期日経過となっている間に条件変更された場合に適用される。
(b)第 35K 項(b)はリース債権には適用しない。

関する定量的情報。

X. 担保及び担保が予想信用損失の金額に与えた影響の説明には、例えば以下が含まれる。

(1) 保証として保有する担保及び他の信用補完の主な種類

(2) 保有する担保及び他の信用補完の定量的情報並びに予想信用損失に関する重要度

(3) 担保及び他の信用補完の評価及び管理に関する方針及びプロセス

(4) 担保及び他の信用補完の相手方の主要な類型及び相手方の信用度合い

(5) 担保及び他の信用補完のリスクの集中に関する情報

X. 信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額は、一般的に、帳簿価額から金融商品実務指針に従って相殺した金額及び予想信用損失引当金を控除した後の額となる。

X. 信用リスクを生じさせる活動及びそれに関連した信用リスクに対する最大エクスポージャーには、例えば次のものが含まれる。

(1) 債権の帳簿価額[4]

(2) 金融保証については被保証人が要求された場合に企業が支払わなければならない最大金額

(3) ローン・コミットメントについてはコミットメント全額

(2)(3)については、負債として計上している金額よりも著しく大きな金額となる場合がある。

**(当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報：第 36 項)**

IFRS の定め

46. IFRS 第 7 号第 36 項は、次のとおり定めている。

| 項番 | IFRS 第 7 号の日本語訳 |
|---|---|
| 36 | 本基準書の範囲に含まれるが IFRS 第 9 号の減損の要求事項が適用されないすべての金融商品について、企業は、金融商品のクラス別に次の事項を開示しなければならない。<br>(a) 報告期間の末日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーを、保有する担保及びその他の信用補完（例えば、IAS 第 32 号に従 |

[4] 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券について、予想信用損失の対象とする場合には記載を見直すことが考えられる。

| | |
|---|---|
| | って相殺の要件を満たさない相殺契約）は考慮に入れずに、最もよく表す金額。この開示は、帳簿価額が信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金融商品については必要とされない。<br>(b)担保として保有する物件及びその他の信用補完の説明、並びに信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額（(a)に従って開示されているのか、金融商品の帳簿価額で表されているのかを問わず）に関してのそれらの財務的影響（例えば、担保及びその他の信用補完が信用リスクを軽減している程度の数値化） |

47. IFRS 第 7 号第 36 項は、減損の要求事項が適用されない金融商品に係る信用リスクに対する最大エクスポージャーの開示について定める規定である。

分析

48. IFRS 第 7 号第 36 項は、減損の要求事項が適用されない金融商品に係る信用リスクに関する開示についての定めである。ここで、本プロジェクトは予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の開発を行うことを目的としていることを踏まえると、減損の要求事項が適用されない金融商品に関する開示の定めは本プロジェクトの範囲外であると考えられる。したがって、IFRS 第 7 号第 36 項の定めについて、新適用指針に取り入れないことが考えられる。

事務局提案

49. 前項の分析に基づき、IFRS 第 7 号第 36 項の定めは新適用指針に取り入れないことが考えられるがどうか。

**（当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報：第 38 項）**

IFRS の定め

50. IFRS 第 7 号第 38 項は、次のとおり定めている。

| 項番 | IFRS 第 7 号の日本語訳 |
|---|---|
| 38 | 企業が当期中に、担保として保有する物件を所有するか又はその他の信用補完（例えば、保証）を要求することにより、金融資産又は非金融資産を獲得し、当該資産が他の IFRS の認識規準を満たす場合には、企業は、報告日現在で保有している当該資産について、次の事項を開示しなければならない。<br>(a) 獲得した資産の性質と帳簿価額<br>(b) 当該資産が容易に換金可能でない場合には、当該資産の処分又は |

| | |
|---|---|
| | 事業での使用に関する方針 |

51. IFRS 第 7 号第 38 項は、入手した担保及びその他の信用補完に関する情報の開示について定める規定である。

分析

52. IFRS 第 7 号第 38 項は、入手した担保及びその他の信用補完として取得した資産を報告日現在で保有している場合にその内容を開示することを求める定めである。担保及び信用補完に関する情報は、企業の信用リスクに密接に関連する情報であり、第 38 項の定めは保全状況を財務諸表利用者が理解するために重要な定めであると考えられることから、新適用指針に取り入れることが考えられる。

事務局提案

53. 前項の分析に基づき、IFRS 第 7 号第 38 項の定めを次のイメージで新適用指針に取り入れることが考えられるがどうか。

| IFRS 第 7 号の定めの取入れイメージ |
|---|
| X.　当期中に担保として保有する物件を所有するか又はその他の信用補完（例えば、保証）を要求することにより、金融資産又は非金融資産を取得した場合は、貸借対照表日において保有している当該資産について、次の事項を注記する。<br>(1) 取得した資産の性質と帳簿価額<br>(2) 当該資産が容易に換金可能でない場合には、当該資産の処分又は事業での使用に関する方針 |

**（当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報：第 35L 項）**

IFRS の定め

54. IFRS 第 7 号第 35L 項は、次のとおり定めている。

| 項番 | IFRS 第 7 号の日本語訳 |
|---|---|
| 35L | 企業は、当報告期間中に直接償却して依然として履行強制活動の対象としている金融資産の契約上の未回収残高を開示しなければならない。 |

55. IFRS 第 7 号第 35L 項は、当期に直接償却した金融資産のうち履行強制活動の対象としている金融資産の残高に関する開示について定める規定である。

分析

56. IFRS 第 7 号第 35L 項は、当期中に直接償却した金融資産のうち依然として履行強制活動の対象としている金融資産の契約上の未回収残高を注記することを求める定めであり、第 35F 項(e)の企業の直接償却の方針に関連する開示であると考えられることから、第 35F 項(e)と併せて新適用指針に取り入れることが考えられる。

事務局提案

57. 前項の分析に基づき、IFRS 第 7 号第 35L 項の定めを次のイメージで新適用指針に取り入れることが考えられるがどうか。

| IFRS 第 7 号の定めの取入れイメージ |
| --- |
| X. 当期中に直接償却した金額のうち、依然として履行強制活動を継続している債権等の契約上の未回収残高を注記する。 |

**(当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報：第 35J 項)**

IFRS の定め

58. IFRS 第 7 号第 35J 項は、次のとおり定めている。

| 項番 | IFRS 第 7 号の日本語訳 |
| --- | --- |
| 35J | 認識の中止を生じない金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローの条件変更の内容及び影響と、そうした条件変更が予想信用損失の測定に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするため、企業は以下を開示しなければならない。<br>(a) 当期中に損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定していた間に契約上のキャッシュ・フローの条件変更が行われた金融資産について、条件変更前の償却原価及び認識した条件変更による正味の利得又は損失<br>(b) 当初認識以降に損失評価引当金が全期間の予想信用損失で測定されていた時に条件変更され、当報告期間中に損失評価引当金が 12 か月の予想信用損失に等しい金額に変化した金融資産について、報告期間の末日現在の総額での帳簿価額 |

59. IFRS 第 7 号第 35J 項は、条件変更の内容及び条件変更が予想信用損失の測定に与える影響に関する開示について定める規定である。

分析

60. IFRS 第 7 号第 35J 項は、認識の中止を生じない金融資産に係る契約上のキャッシ

ュ・フローの条件変更の内容及び影響と、条件変更が予想信用損失の測定に与える影響を開示することを求める定めである。この点、条件変更については IFRS 第 9 号の定めを取り入れないとしたことから、第 35J 項についても新適用指針に取り入れないことが考えられる。

事務局提案

61. 前項の分析に基づき、IFRS 第 7 号第 35J 項の定めは新適用指針に取り入れないことが考えられるがどうか。

| ディスカッション・ポイント 1 |
| --- |
| 本資料第 7 項から第 61 項に示した事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。 |

## 時価開示適用指針の見直し

62. 本資料第 4 項のとおり、信用リスクに関する開示については新適用指針において定めることとし、時価開示適用指針の既存の定めについては削除又は見直しの要否を検討することとしている。

63. この点、信用リスクに関する定めが含まれる次の時価開示適用指針の既存の定めについて削除又は見直しの要否を検討することが考えられる。

(1) 目的（時価開示適用指針第 1 項）

(2) 金融商品の状況に関する事項（時価開示適用指針第 3 項及び第 14 項）

### （目的）

分析

64. 時価開示適用指針では、次のとおり目的を定めている。

> 1. 本適用指針は、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）における「Ⅶ-2. 注記事項」を適用する際の指針を定めることを目的とする。

65. 金融商品会計基準の「Ⅶ-2. 注記事項」では、金融商品に関する注記事項について

定めており、時価開示適用指針の適用対象には信用リスクに関する注記事項が含まれている。この点、新適用指針において新たに信用リスクに関する注記事項を定めることとしていることから、時価開示適用指針の信用リスクに関する定めを削除し、新適用指針にのみ記載することが考えられる。

66. 前項を踏まえ、信用リスクに関する注記事項は時価開示適用指針に従って開示するものではなくなることから、信用リスクに関する開示については時価開示適用指針ではなく新適用指針に従うことを時価開示適用指針の目的において示す必要があると考えられる。

**事務局提案**

67. 本資料第 64 項から前項の分析に基づき、時価開示適用指針について次のとおり見直すことが考えられるがどうか。

| 時価開示適用指針（見直し後） | 時価開示適用指針（現行） |
|---|---|
| 1.　本適用指針は、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）における「Ⅶ-2. 注記事項」を適用する際の指針を定めることを目的とする。<br><br>1-2. ただし、信用リスクに関する開示については、「新適用指針」に従う。 | 1.　本適用指針は、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）における「Ⅶ-2. 注記事項」を適用する際の指針を定めることを目的とする。 |

**（金融商品の状況に関する事項）**

**分析**

68. 時価開示適用指針では、次のとおり金融商品の状況に関する事項として信用リスクに関する注記事項を定めている。

> 3.　「金融商品の状況に関する事項」（金融商品会計基準第 40-2 項(1)）を注記するにあたっては、以下に留意する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。
> (1) 金融商品に対する取組方針（金融商品会計基準第 40-2 項(1)①）
> （略）
> (2) 金融商品の内容及びそのリスク（金融商品会計基準第 40-2 項(1)②）

① 金融商品の内容には、取り扱っている主な金融商品の種類（例えば、有価証券であれば、株式及び債券等、デリバティブ取引であれば、先物取引、オプション取引、先渡取引及びスワップ取引等）やその説明が含まれる。

② 金融商品に係るリスクには、取引相手先の契約不履行に係るリスク（信用リスク）や市場価格の変動に係るリスク（市場リスク）、支払期日に支払いを実行できなくなるリスク（資金調達に係る流動性リスク）が含まれる。市場リスクについては、為替、金利などの種類ごとに記載する。また、金融商品に係る信用リスクが、ある企業集団、業種や地域などに著しく集中している場合には、その概要（貸借対照表計上額及び契約額に対する当該信用リスクを有する取引相手先の金額の割合を含む。）を記載する。なお、金融商品の内容及びそのリスクに関する記載には、現物の金融資産又は金融負債（現物の金融資産又は金融負債にリスクが及ぶ可能性がないことなどにより一体として処理しているその他の複合金融商品（金融商品会計基準第 40 項）を含む。）のうちでリスクが高いものや、デリバティブ取引の対象物の価格変動に対する当該取引の時価の変動率が大きい特殊なものについては、その概要（貸借対照表の科目及び計上額、並びに商品性（金利、償還期限等）に係る説明など）が含まれることに留意する。

（以下略）

14. 本適用指針では、金融商品に係る信用リスクが、ある企業集団、業種や地域などに著しく集中している場合には、財務諸表に対する潜在的な影響を考慮して、その概要を記載するものとしている（本適用指針第 3 項(2)②参照）。さらに、この場合には、そのリスク管理体制（本適用指針第 3 項(3)参照）についても記載することが適当であると考えられる。金融商品に係る信用リスクが著しく集中している場合としては、個々の取引相手に対する金融商品の金額に重要性があるときのほか、金融商品に係る複数の取引相手が類似の活動をしていたり類似の特性を有することにより、ある経済的な変化によって、その債務の履行が同じような影響を受け、当該取引相手に対する金融商品の金額に重要性があるときも該当する。企業は、大口与信先のほか、内部管理における業種や地域別の与信額などを踏まえて、金融商品に係る信用リスクが著しく集中しているかどうか適切に判断する必要がある。また、借入金等の金融負債が、特定の企業又は企業集団に著しく集中している場合には、資金調達に係る流動性リスクが高いという見方もあるため、その概要を記載することが望ましい。なお、国際財務報告基準では、ある企業集団、業種や地域などへの著しい集中に関する注記に加えて、金融商品に係る信用リスクに関して、貸借対照表日現在の最大信用リスク、担保等の信用

補完の状況、期日経過又は減損の発生状況等に関する事項の注記を求めている。この点、本適用指針では、金融商品に係る信用リスクに関する定量的情報として、信用リスクが著しく集中している場合の注記や、当該リスクに関連し得る情報として、金融資産の貸借対照表計上額（本適用指針第 4 項(1)参照）、有価証券の減損処理額（本適用指 針第 4 項(2)⑤参照）の注記を求めている。これら以外の信用リスクに関する定量的情報についても、既に他の会計基準等に従い開示されているものもあり、それらの会計基準等を参照することとなる。例えば、貸借対照表日現在の最大信用リスクに関しては、債務保証の注記（企業会計原則 第三 貸借対照表原則 一 C）が、また、担保の状況に関しては、融資等に関連して受け入れた担保の一部の注記（移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）第 28 項）がある。

69. 時価開示適用指針第 3 項は、金融商品に係るリスクには信用リスクが含まれることを示した上で、信用リスクが著しく集中している場合の注記事項を定める規定である。また、時価開示適用指針第 14 項では、信用リスクの著しい集中に関する解説的な内容及び他の会計基準等に従い開示される信用リスクに関する注記について示されている。

70. この点、信用リスクの著しい集中に関する定めは本資料第 32 項のとおり、新適用指針に取り入れることを提案している。したがって、時価開示適用指針における信用リスクの著しい集中に関する定め（本資料第 68 項灰色ハイライト）については削除した上で、新適用指針の定めに従うことを記載することが考えられる。

**事務局提案**

71. 本資料第 68 項から前項の分析に基づき、時価開示適用指針について次のとおり見直すことが考えられるがどうか。

| 時価開示適用指針（見直し後） | 時価開示適用指針（現行） |
|---|---|
| 3. （略） | 3. （略） |
| (2) 金融商品の内容及びそのリスク（金融商品会計基準第 40-2 項(1)②） | (2) 金融商品の内容及びそのリスク（金融商品会計基準第 40-2 項(1)②） |
| （略） | （略） |
| ② 金融商品に係るリスクには、取引相手先の契約不履行に係るリスク（信用リスク）や市場価格の変動 | ② 金融商品に係るリスクには、取引相手先の契約不履行に係るリスク（信用リスク）や市場価格の変動 |

| | |
|---|---|
| に係るリスク（市場リスク）、支払期日に支払いを実行できなくなるリスク（資金調達に係る流動性リスク）が含まれる。市場リスクについては、為替、金利などの種類ごとに記載する。また、信用リスクに関する開示については、「新適用指針」に従う~~金融商品に係る信用リスクが、ある企業集団、業種や地域などに著しく集中している場合には、その概要（貸借対照表計上額及び契約額に対する当該信用リスクを有する取引相手先の金額の割合を含む。）を記載する~~。<br><br>（以下略） | に係るリスク（市場リスク）、支払期日に支払いを実行できなくなるリスク（資金調達に係る流動性リスク）が含まれる。市場リスクについては、為替、金利などの種類ごとに記載する。また、金融商品に係る信用リスクが、ある企業集団、業種や地域などに著しく集中している場合には、その概要（貸借対照表計上額及び契約額に対する当該信用リスクを有する取引相手先の金額の割合を含む。）を記載する。<br><br>（以下略） |
| 14. ~~本適用指針では、金融商品に係る信用リスクが、ある企業集団、業種や地域などに著しく集中している場合には、財務諸表に対する潜在的な影響を考慮して、その概要を記載するものとしている（本適用指針第 3 項(2)②参照）。さらに、この場合には、そのリスク管理体制(本適用指針第 3 項(3)参照)についても記載することが適当であると考えられる。金融商品に係る信用リスクが著しく集中している場合としては、個々の取引相手に対する金融商品の金額に重要性があるときのほか、金融商品に係る複数の取引相手が類似の活動をしていたり類似の特性を有することにより、ある経済的な変化によって、その債務の履行が同じような影響を受け、当該取引相手に対する金融商品の金額に重要性があるときも該当す~~ | 14. 本適用指針では、金融商品に係る信用リスクが、ある企業集団、業種や地域などに著しく集中している場合には、財務諸表に対する潜在的な影響を考慮して、その概要を記載するものとしている（本適用指針第 3 項(2)②参照）。さらに、この場合には、そのリスク管理体制(本適用指針第 3 項(3)参照)についても記載することが適当であると考えられる。金融商品に係る信用リスクが著しく集中している場合としては、個々の取引相手に対する金融商品の金額に重要性があるときのほか、金融商品に係る複数の取引相手が類似の活動をしていたり類似の特性を有することにより、ある経済的な変化によって、その債務の履行が同じような影響を受け、当該取引相手に対する金融商品の金額に重要性があるときも該当す |

| | |
|---|---|
| ~~る。企業は、大口与信先のほか、内部管理における業種や地域別の与信額などを踏まえて、金融商品に係る信用リスクが著しく集中しているかどうか適切に判断する必要がある。また、~~借入金等の金融負債が、特定の企業又は企業集団に著しく集中している場合には、資金調達に係る流動性リスクが高いという見方もあるため、その概要を記載することが望ましい。~~なお、国際財務報告基準では、ある企業集団、業種や地域などへの著しい集中に関する注記に加えて、金融商品に係る信用リスクに関して、貸借対照表日現在の最大信用リスク、担保等の信用補完の状況、期日経過又は減損の発生状況等に関する事項の注記を求めている。この点、本適用指針では、金融商品に係る信用リスクに関する定量的情報として、信用リスクが著しく集中している場合の注記や、当該リスクに関連し得る情報として、金融資産の貸借対照表計上額（本適用指針第4項(1)参照）、有価証券の減損処理額（本適用指 針第4項(2)⑤参照）の注記を求めている。これら以外の信用リスクに関する定量的情報についても、既に他の会計基準等に従い開示されているものもあり、それらの会計基準等を参照することとなる。例えば、貸借対照表日現在の最大信用リスクに関しては、債務保証の注記（企業会計原則第三 貸借対照表原則 一 C）が、また、担保の状況に関しては、融資等に関連して受け入れた担保の一部の注記（移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」~~ | る。企業は、大口与信先のほか、内部管理における業種や地域別の与信額などを踏まえて、金融商品に係る信用リスクが著しく集中しているかどうか適切に判断する必要がある。また、借入金等の金融負債が、特定の企業又は企業集団に著しく集中している場合には、資金調達に係る流動性リスクが高いという見方もあるため、その概要を記載することが望ましい。なお、国際財務報告基準では、ある企業集団、業種や地域などへの著しい集中に関する注記に加えて、金融商品に係る信用リスクに関して、貸借対照表日現在の最大信用リスク、担保等の信用補完の状況、期日経過又は減損の発生状況等に関する事項の注記を求めている。この点、本適用指針では、金融商品に係る信用リスクに関する定量的情報として、信用リスクが著しく集中している場合の注記や、当該リスクに関連し得る情報として、金融資産の貸借対照表計上額（本適用指針第4項(1)参照）、有価証券の減損処理額（本適用指 針第4項(2)⑤参照）の注記を求めている。これら以外の信用リスクに関する定量的情報についても、既に他の会計基準等に従い開示されているものもあり、それらの会計基準等を参照することとなる。例えば、貸借対照表日現在の最大信用リスクに関しては、債務保証の注記（企業会計原則第三 貸借対照表原則 一 C）が、また、担保の状況に関しては、融資等に関連して受け入れた担保の一部の注記（移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」 |

| | |
|---|---|
| ~~という。）第 28 項）がある。~~ | という。）第 28 項）がある。 |

| ディスカッション・ポイント 2 |
|---|
| 本資料第 62 項から第 71 項に示した事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。 |

以　上
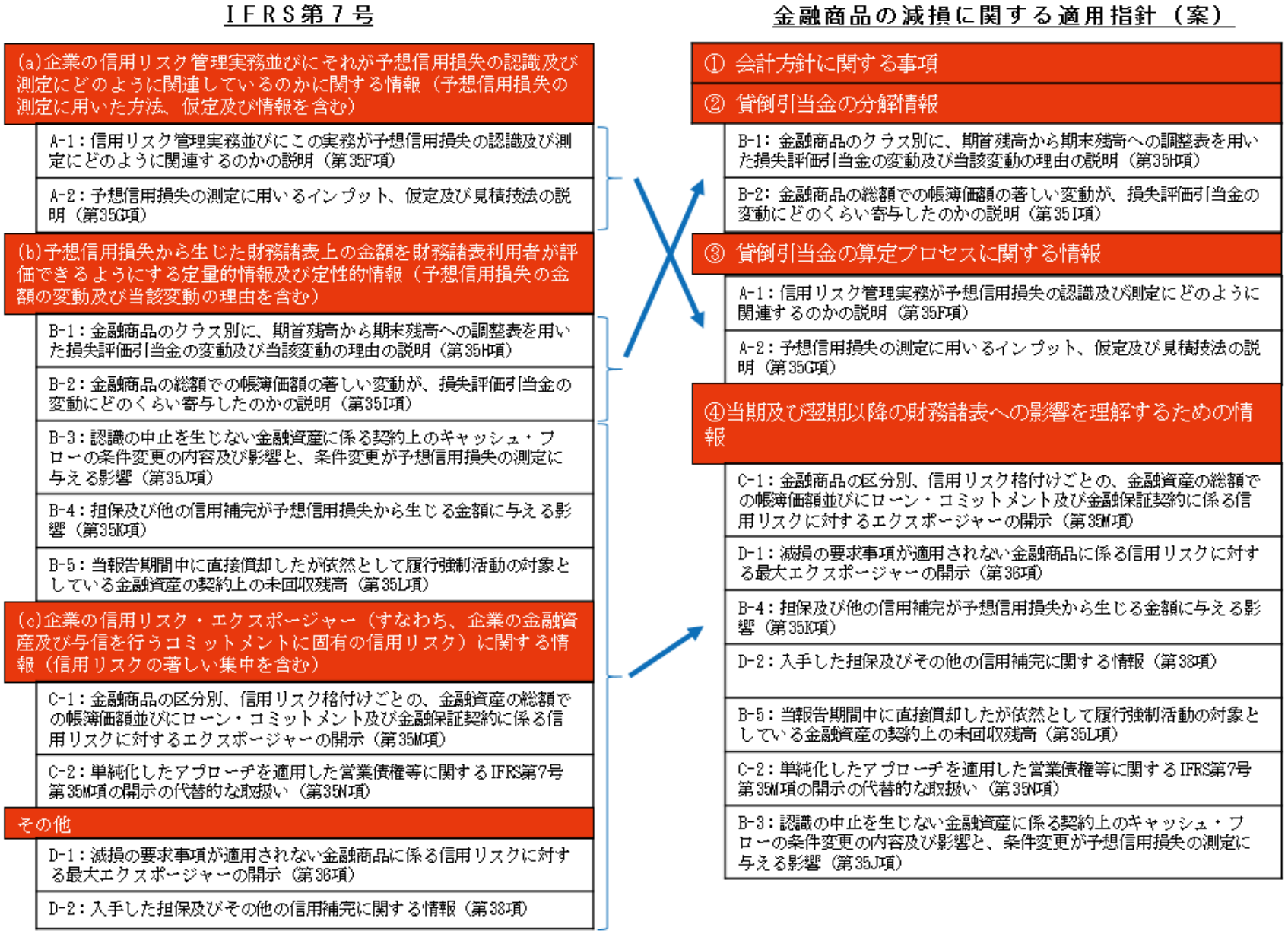
# 別紙: IFRS 第 7 号の開示規定との比較